

長沼町持続化給付金【長沼町独自制度】

給付概要及び申請先

新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者には、経済産業省から「持続化給付金」が支給されますが、売上の減少が前年同月比20%以上50%未満で経済産業省の持続化給付金の対象とならない事業者に対して10万円（上限）を支給する、長沼町が独自に行う支援策です。

0%	20%減	50%減	100%減
対象外事業者	【長沼町の給付金】 減少率：20%以上～50%未満 給付額：10万円	【経済産業省の給付金】 減少率：50%以上 給付額：200万円（法人） 100万円（個人事業主）	
申請なし	長沼町へ申請（郵送）	経済産業省へ申請（電子）	

※対象月を変えて長沼町と経済産業省の給付金を両方受給することはできません。

給付要件

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月～12月までのひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少した長沼町内で対象施設（店舗）を営む中小企業法人又は個人事業主

給付額

法人、個人事業者ともに10万円(限度)

申請方法

給付要項をご確認の上、1の申請書および6の誓約書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出先まで郵送してください。（感染症の拡大防止のため、持参によるご提出はお控えください。）

【申請書類】

- 1 長沼町持続化給付金給付申請書（様式第1号）
- 2 2019年（法人は前事業年度）確定申告書類
- 3 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳の写し等）
- 4 通帳の写し（口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかるもの）
- 5 本人確認書類の写し【個人事業者のみ】（運転免許証、個人番号カード等）
- 6 誓約書

※申請書類の詳細は「長沼町持続化給付金給付要項」をご覧ください。

※申請書及び誓約書は、産業振興課及び商工会でも配布しております（下記「申請書類の配布場所について」参照）。

【申請受付期間】

令和2年6月1日（月）～令和3年1月15日（金）（当日消印有効）まで

【提出先】

〒069-1392

住所：夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号

宛名：長沼町役場産業振興課 休業等支援金申請受付

※持参による提出はできません。

※こちらでは経済産業省の申請書を受け付けることができません。

申請書類の配布場所について

申請書類及び給付要項等は、町 HP からのダウンロード以外に、次の場所で配布しております。

◆長沼町役場

〒069-1392 長沼町中央北1丁目1番1号

①6月1日（月）13：00～6月4日（木）16：00までは3F第2会議室

②6月4日（木）16：00以降は2F産業振興課商工観光係窓口

◆長沼町商工会

〒069-1332 長沼町中央南1丁目6番15号

※配布場所では混雑が予想されますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、マスクをご着用の上お越しいただき、また配布場所では立入制限等を実施する場合がありますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ先

長沼町産業振興課商工観光係

電話番号：0123-76-8019

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

経済産業省の持続化給付金について

経済産業省の持続化給付金制度は以下の URL よりご確認ください。

（中小企業庁 HP）<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

（長沼町役場 HP）<https://www.maoi-net.jp/maoi/jizokukakyuufukin.htm>